

岡山市公園内便所清掃活動報償金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、公園内に設置された便所の美化及び施設の保全等のための維持管理活動を地域住民と協力して行うため、市が、清掃活動団体（以下「清掃団体」という。）に対して交付する公園内便所清掃活動報償金（以下「報償金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園 岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）に規定する公園，岡山市児童遊園地条例（昭和48年市条例第35号）に規定する児童遊園地その他市が管理する小規模緑地及びちびっこ広場等をいう。
- (2) 清掃団体 公園内に設置された便所の清掃活動に対して市長の報償金交付認定を受けた団体をいう。

(報償金交付認定要件)

第3条 報償金交付認定を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

- (1) 清掃活動を行おうとする便所が設置された公園（以下「対象公園」という。）周辺の地域住民をもって組織された団体又は当該対象公園周辺に活動拠点を置く団体であること。
- (2) 報償金交付認定の対象となる便所の清掃活動を行うに当たり、対象公園に係る地元関係町内会の同意を受けた団体であること。
- (3) 1対象公園につき1団体であること。
- (4) 清掃活動の基準は、次に掲げるとおりとし、当該基準による清掃活動を実施するに足りると認められる数の構成員を有する団体であること。
 - ア 便所内部及び外部の清掃 月5回以上かつ週1回以上
 - イ 便所の破損及び詰まり等の連絡
 - ウ 便所水タンクへの水の補給（必要のないものは除く。）
 - エ その他当該便所の衛生管理上必要と認められるもの
- (5) 代表者を1名置き、代表者が報償金交付認定に係る清掃活動を統括できること。

(認定の申請)

第4条 報償金交付認定を受けようとする団体は、公園内便所清掃団体認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、報償金交付認定の申請があったときは、内容を審査し、前条の認定要件を充足するものと認めるときは、速やかにこれを認定し、報償金交付認定の申請をした団体に対し、公園内便所清掃団体認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果により不認定としたときは、速やかに当該団体に対してその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 清掃団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園内便所清掃活動団体変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項の申請書の記載内容を変更しようとするとき（公園名及び団体名を除く。）
- (2) 清掃団体を解散しようとするとき。

(活動計画書の提出)

第6条 清掃団体は、毎年度の清掃活動に関する計画を定め、それを当該年度当初までに公園内便所清掃活動計画書（様式第4号）により、市長に提出しなければならない。

(報償金の額)

第7条 市長は、清掃団体に対し予算の範囲内において次の表に定める額の報償金を交付するものとする。ただし、活動月数が1年に満たない場合の額は、その月数（年度の途中で認定を受けた場合は、認定を受けた日の属する月の翌月から当該年度末までの月数とし、解散した場合は、当該年度の4月から解散した日の属する月の前月までの月数とする。）により、月割で算定するものとする。

単 位	金 額
1箇所1年につき	105,600円

- 2 市長は、清掃団体の清掃活動が、第3条第4号に規定する基準に対し、不十分であったと認めるとき又は次条第1項の規定により報告された活動実績の内容に虚偽があったと認めるときは、前項の金額を減額することができる。

(報償金の交付)

第8条 報償金の交付を受けようとする清掃団体は、事前に公園内便所清掃活動報告書（様式第5号）により、その活動実績を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、報償金を交付するものとする。
- 3 報償金の交付決定の時期は、原則として毎年度末とする。ただし、市長が必要と認める場合は、第1項の活動実績の報告があった都度、当該活動実績に相当する報償金を前項の審査により適当と認められた月に交付決定し、分割して交付することができる。

(指導及び助言)

第9条 市長は、必要に応じ、清掃団体の活動内容に関し、指導及び助言をすることができる。

(認定の取消し等)

第10条 市長は、清掃団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、報償金交付認定の取消しをすることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(2) 活動実績がないか、又は著しく不良である場合であって、正当な理由なく市長の改善指導に従わないとき。

(3) その他引き続き清掃団体として認めることが不相当であるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該清掃団体に対して書面により速やかに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により認定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に報償金が交付されているときは、当該清掃団体に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成19年 2月27日から施行する。